

第 4 章 基本方針

(1) 基本理念と基本方針

①これまでの計画における基本理念と基本方針

国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第 1 期）（平成 30 年 3 月策定）	
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○わが国を代表する歴史遺産として史跡百舌鳥古墳群の保存と公開活用に努める。 ○魅力あるまちづくりに寄与するため、整備や公開活用は住民と協働を図り、住民に親しまれる史跡をめざす。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡の価値や特性を正しく伝え、確実に未来へ継承する。 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な遺構の保存処置や損壊対策を含めた保存整備を検討する。 ・整備や修復のための調査研究を深め、その成果に基づき史跡の本質的価値がわかりやすい整備を行うほか様々な手段によって情報発信に努める。築造当初の姿は、復元のほかに解説板や模型の設置など、来訪者にわかりやすい展示の方法を検討する。 ・保存のために行う緊急的な措置は、その後の整備の支障とならない範囲で実施する。 ○ 古墳の存在感を高め、古墳群の一体的景観を形成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・墳丘上の樹木整理や周辺整備により、古墳の稜線や古墳の連なりを明確にし、地形や環境が連続的に眺望できる整備を行う。 ・周囲の環境に配慮しつつ、サインは古墳群のまとまりを伝えるようデザインを統一し、動線計画に基づいた来訪者支援の充実を図る。 ・現況の形状や植生の状況を踏まえて整備を行い、周囲の住宅等に配慮して公開範囲を設定する。 ○ 住民との協働を図り、古墳を舞台にした憩いや学習の交流拠点を創造する。 <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査も含め整備にあたっては、住民が参加できるよう工夫する。 ・古墳群を体感する場として、必要に応じた多角的な整備を進める。 ・地域の誇りとして、住民に親しまれる身近な古墳として整備する。 ・堺の魅力を伝える場、また地域の歴史文化・自然学習の場として活用する。
史跡百舌鳥古墳群保存活用計画（令和 5 年 3 月策定）	
大綱	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の本質的価値を確実に守り、後世に継承する ○史跡の価値を体感できる整備と活用により、人々が身近で親しみやすい史跡をめざす
整備の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の本質的価値の構成要素を良好な状態で後世へと確実に継承するため、必要に応じて整備を推進する ○調査で得られた成果が実感できるような整備を段階的に行い、古墳の公開をめざす ○古墳群としての一体性が理解できるよう、古墳相互間の地形やそれら環境が連続的に眺望できる環境整備の実施をめざす

③本計画の基本理念と基本方針

本計画は第 1 期整備基本計画の基本理念と基本方針を踏襲する。

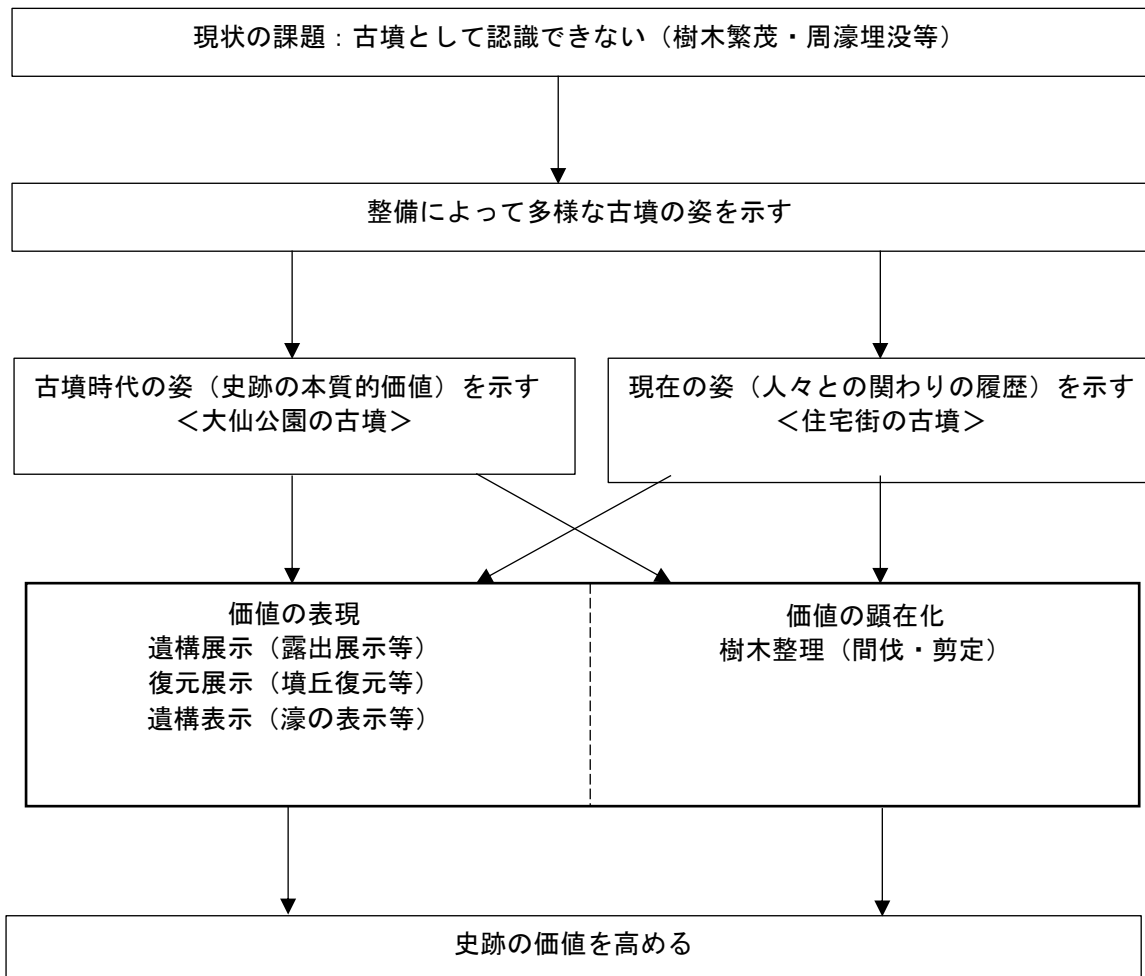
(2) 整備の方向性

史跡百舌鳥古墳群の中には墳丘が樹木で覆われ、一部は削平されているなど古墳と認識することが困難なものもある。そこで樹木整理や墳丘の保護処置など保存のための整備を行ったうえで来訪者が史跡の価値を正確に知り、理解を深めるための活用に向けた整備も行う必要がある。整備は群として統一された方針で進めるが、画一的な整備ではなく、史跡の本質的価値を示す築造当時の姿や長期間にわたる人々との関わりの履歴を示す現在の姿など、個々の特性を活かした多様な古墳の姿を整備し、百舌鳥古墳群の価値を高めていくことが重要である。

なかでも百舌鳥古墳群の中央に位置する大仙公園は、仁徳天皇陵古墳や履中天皇陵古墳と接するだけでなく様々な形や規模の古墳を内包している。公園内の谷状旧地形に沿って並ぶ古墳群は、整備によって古墳が連なる景観を創出し、来訪者に史跡の本質的価値を目に見える形で示すことが可能である。したがって大仙公園内の史跡は、墳丘を復元したり周濠を表示するなど築造時の姿を示す整備を行い、来訪者が史跡の価値を現地で体感できることをめざす。

ただし、墳丘等の復元展示は来訪者が築造時の姿をイメージしやすくなるため、調査成果など十分に検討したうえで、特質を最大限に伝えることができる場所を的確に選択する必要がある。史跡百舌鳥古墳群では、巨大古墳と様々な規模や形の古墳について理解できる場所が復元展示に最も効果的である。

一方で、住宅街に点在する古墳は、長期間にわたって人々の暮らしと共存してきた証左であり、現在の姿は人々との関わりの履歴を示すものとして重要である。また、住宅街における貴重な緑地空間を形成しているため、緑地としての機能にも配慮する必要がある。したがって、住宅街に点在する古墳は、緑地を維持しつつ間伐や剪定によって古墳の存在感を高めることをめざす。



(3) 整備の進め方

19基の古墳の整備を段階的に進めるため、第1期整備基本計画に基づき事業を実施した令和6年度までを第1期、本計画に基づき事業を実施する令和7年度から令和16年度までを第2期、それ以降を第3期に計画期間を区分する。

第1期から整備事業を進めている寺山南山古墳の整備完了を目指す。寺山南山古墳は履中天皇陵古墳周囲に点在する中小古墳の一つであり、発掘調査により造り出しをもつ2段築成の方墳であることが明らかとなっているが、墳丘の一部が損なわれ古墳の形が視認できない。大仙公園内にあり史跡周囲は令和4年度に公園整備が完了しており、公園との一体的な整備が急務である。

また、百舌鳥駅前整備事業や大仙公園整備事業の進捗に応じて、収塚古墳の指定地やその周辺を整備する。収塚古墳は百舌鳥駅前であり周遊起点となるため、古墳群全体の総合解説サインの整備を検討する。

第1期計画と同じく保存上緊急を要する整備や既存整備の修復、防災整備、仮整備等は適宜実施する。第3期については、第2期終了までに第3期整備基本計画を策定した上で事業を実施する。

		第1期整備基本計画 短期(第1期)	第1期整備基本計画 中期(第1期)	第2期整備基本計画 第2期 前半	第2期整備基本計画 第2期 後半	第3期整備基本計画 第3期整備
年度 古墳名	平成28年(2016) ～平成29年 (2017)	平成30年～令和4年 (2018) (2022)	令和5年～令和6年 (2023) (2024)	令和7年～令和11年 (2025) (2029)	令和12年～令和16年 (2030) (2034)	令和17年～ (2035)
百舌鳥古墳群		周遊路整備 ガイダンス施設整備 各古墳説明板設置	第2期整備計画策定	総合解説板等整備	各古墳説明板更新検討 第3期整備基本計画検討	再整備検討
確認調査・追加指定・公有化・仮整備・保存のための緊急整備・既整備の修復・防災整備等は適宜実施						
1 いたすけ古墳		修景整備				
2 長塚古墳		修景整備		修景整備		
3 収塚古墳	周辺整備	修景整備		調査・追加指定・整備		
4 塚廻古墳		修景整備		修景整備		
5 文珠塚古墳		修景整備		修景整備		
6 丸保山古墳		修景整備 防災整備(排水施設設置)	修景整備	堤保護工事・囲柵改修		
7 乳岡古墳	公有化					
8 御廟表塚古墳	公有化・修景整備	防災整備(排水施設設置)・ 調査・測量・設計 修景整備	整備工事	整備施設等経過観察		
9 ドンチャ山古墳						
10 正楽寺山古墳						
11 鏡塚古墳						
12 善右エ門山古墳		修景整備				
13 銭塚古墳						
14 グワシヨウ坊古墳		修景整備				
15 旗塚古墳		修景整備・既存公園施設一部撤去				
16 寺山南山古墳	調査	既存構造物一部撤去		測量・設計・工事	整備施設等経過観察	
17 七観音古墳						
18 御廟山古墳内濠		追加指定・公有化 防災整備(余水吐改良)				
19 ニサンザイ古墳内濠	調査	追加指定				

整備事業工程

第6章 各古墳の計画

(1) 各古墳の整備方針

「国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第1期）」における各古墳の整備方針は以下のとおりである。

	No. 古墳名	方針概要
短期	8 御廟表塚古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘の視認を図るために竹林を伐採するとともに、墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図る。 ・階段や園路などの施設が経年のため劣化しているため修復する。
	16. 寺山南山古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・履中天皇陵古墳の付随する古墳であることが理解できるような整備を実施する。 ・墳丘の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかる。 ・整備の際には、墳丘への見学通路・動線を設定する。 ・墳形の把握が困難であるため、方墳と理解できるような整備や解説施設の設置を行う。 ・隣接する七観音古墳と一体的に整備を行うとともに、履中天皇陵古墳への眺望を確保する。
中期	古墳 1 いたすけ	<ul style="list-style-type: none"> 【保存】・浸食されている墳丘裾部は、事前に調査を行い、修復・保全を図る。 【活用】・整備の際には、墳丘への見学通路・動線を設定し、墳丘の規模や形状を体感できるようにするとともに、周辺の住宅との関係も考慮しつつ墳頂からの眺望を確保する。 ・隣接する善右エ門山古墳と関連付けた整備を行う。
	3 収塚古墳	<ul style="list-style-type: none"> 【保存】・発掘調査により範囲を確認したうえで追加指定・公有化する。 【活用】・埋没した周濠や削平された前方部の追加指定・公有化が完了した時点で整備を実施する。 ・整備は墳丘への動線確保などを行う。 ・仁徳天皇陵古墳への眺望を確保する。
	墳 5 文珠塚古	<ul style="list-style-type: none"> 【保存】・墳丘の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図るとともに、下草の育成を促すことで、盛土の流出を防ぐ。 【活用】・墳丘の削平跡の保護を行う。 ・公開日を設定し、墳丘の見学ができるように見学施設の整備を行う。 ・履中天皇陵古墳への眺望が可能な動線を設定する。
中期	古墳 9 ドンチャ山	<ul style="list-style-type: none"> 【保存】・陵南中央公園内にあるため、関係機関と連携して整備する。 【活用】・小規模な墳丘であり、古墳としての認識が困難であるため、解説施設の整備を行う。 ・消滅した平井塚古墳や関連集落である土師遺跡についても一体的に説明できる施設整備を行う。 ・近接する正楽寺山古墳と一体的に整備する。
	墳 10. 正楽寺山古	<ul style="list-style-type: none"> 【保存】・陵南中央公園内にあるため、関係機関と連携して整備する。 【活用】・小規模な墳丘であり、古墳としての認識が困難であるため、解説施設の整備を行う。 ・消滅した平井塚古墳や関連集落である土師遺跡についても一体的に説明できる施設整備を行う。 ・近接するドンチャ山古墳と一体的に整備する。

	古墳 14.グワシヨウウ坊	<p>【保存】・大仙公園として保存されてきたことから、関係機関と連携して整備する。</p> <p>【活用】・繁茂した墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかる。</p> <p>・整備の際には、墳丘への見学通路・動線を設定し、墳丘規模を体感できるようにする。</p> <p>・墳丘の上部が削平されており、墳形の把握が困難であるため、本来の形状が理解できるような解説施設の設置を行う。</p> <p>・調査の際に判明した古墳の盛土の構築方法についても解説する。</p> <p>・隣接する旗塚古墳と一体的に整備を行う。</p>
	15.旗塚古墳	<p>【保存】・大仙公園として保存されてきたことから、関係機関と連携して整備する。</p> <p>【活用】・繁茂した墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図る。</p> <p>・整備の際には墳丘への見学通路・動線を設定し、墳丘の規模や形状を体感できるようにする。</p> <p>・現在は削平されて視認できない造り出しが理解できるような整備や解説施設の設置を行う。</p> <p>・隣接するグワシヨウウ坊古墳と一体的に整備する。</p>
	墳 17.七観音古	<p>【保存】・大仙公園として整備されているため、関係機関と連携して整備する。</p> <p>【活用】・暫定的な整備として、解説板の改修を行い、将来的には、植栽の検討とともに、古墳としての景観整備を実施する。</p> <p>・隣接する寺山南山古墳と一体的に整備を行うとともに、履中天皇陵古墳への眺望を確保する。</p>
長期	墳 1.いたすけ古	<p>【保存】・裾部の樹木や竹の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図る。</p> <p>・浸食されている墳丘裾部は、事前に調査を行い、修復・保全を図る。</p> <p>【活用】・整備の際には、墳丘への見学通路・動線を設定し、墳丘の規模や形状を体感できるようにするとともに、周辺の住宅との関係も考慮しつつ墳頂からの眺望を確保する。</p> <p>・隣接する善右エ門山古墳と関連付けた整備を行う。</p>
	墳 2.長塚古	<p>【保存】・住宅に囲まれているため、枯損木や墳形視認を阻害している樹木の剪定や間伐を行い、下草の育成を進める。</p> <p>【活用】・道路に接する後円部側を対象として、部分的・暫定的な整備や動線を検討する。</p>
	4.塚廻古墳	<p>【保存】・墳丘部に育成する樹木を剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図るとともに、下草の育成を促し墳丘の保護を図る。</p> <p>・公道からの進入路が狭いため、追加指定と公有化を完了した時点で、整備及び公開を実施する。</p> <p>【活用】・整備には、周辺の住宅に配慮した整備範囲や動線を検討する。</p> <p>・仁徳天皇陵古墳への眺望が可能な修景を実施する。</p>
	古墳 6.丸保山	<p>【保存】・浸食されている墳丘裾部は、事前に調査を行い、修復・保全を図る。</p> <p>・後円部は宮内庁の管理であるため、整備は同庁と協議したうえで実施する。</p> <p>【活用】・前方部の墳丘が見学できるような動線を確保し、暫定的・部分的な整備に取り組む。</p>
	墳 7.乳岡古	<p>【保存】・西側の急斜面への安全確保をふまえた整備する。</p> <p>【活用】・公有化前の構造物を撤去し、周辺の住宅を配慮しつつ墳頂までの動線を設定し、墳頂からの眺望を確保する。</p> <p>・墳頂部の石棺についての解説施設の方法を検討する。</p>
	11.鏡塚古墳	<p>【保存】・墳丘裾や周濠の追加指定・公有化が完了した時点で、整備を実施する。</p> <p>【活用】・墳丘下部が埋没しており、墳形の把握が困難であるため、本来の墳形が理解できるような整備や解説施設の設置を行う。</p> <p>・民間商業施設の駐車場に立地していることから、西側の道路から見学できるよう導線を設定する。</p>

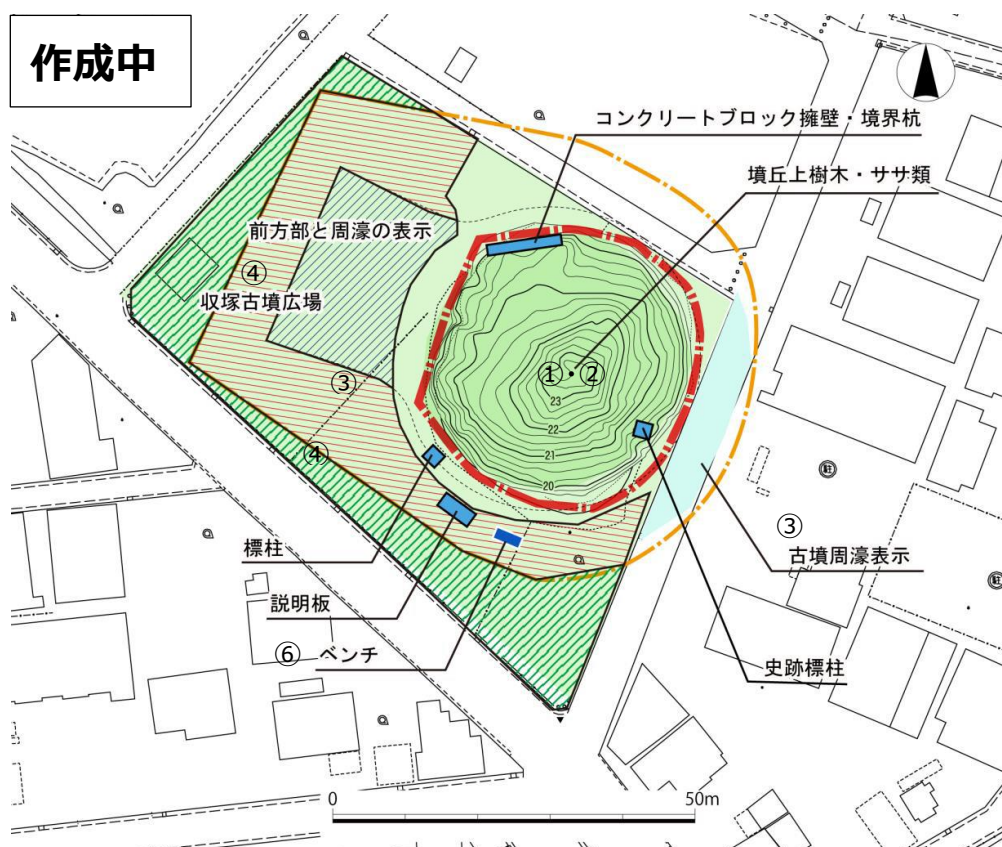
	12. 山古墳 善右工門	<p>【保存】・公有化が完了した時点で、整備する。</p> <p>・墳丘の樹木の剪定や間伐を行い、下草の育成を促すことで、盛土の流出を防ぐ。</p> <p>【活用】・方墳と理解できるような整備や解説施設の設置を行う。</p> <p>・隣接する、いたすけ古墳と連携した整備を行う。</p>
	13. 墳 銭塚古	<p>【保存】・古墳保護のための整備が完了している。</p> <p>【活用】・学校内に位置するため、敷地外から見学できるよう視点場を確保し、啓発を図る。</p>

(2) 第2期事業計画の古墳

3 収塚古墳

古墳の形態	帆立貝形前方後円墳
立地の特性	大仙公園、百舌鳥駅前立地
世界遺産構成資産	該当

	保存	活用
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・後円部のみ残存 ・前方部と周濠の一部は平面表示済 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地周辺は駅前の広場として利用
整備の方向性	<ol style="list-style-type: none"> ①後円部は表土の流出を防ぐため、地被類で保護する。 ②墳丘上の樹木は剪定や間伐を継続的に行う。 ③周濠は埋没保存を図り、調査成果に基づき、削平された前方部とあわせて平面的に遺構表示する。 	<ol style="list-style-type: none"> ④百舌鳥古墳群のメインエントランスとして、前方部や周濠上は来訪者を迎え入れる広場とする。 ⑤周遊の起点として、総合解説板を設置する。 ⑥遺構や眺望に十分な配慮を行ったうえで、ベンチ等の小規模な便益施設を設置する。 ⑦仁徳天皇陵古墳や長塚古墳・孫太夫山古墳の眺望を確保し、群としての価値を伝える整備を行う。 ⑧大仙公園内にあるため公園部局と連携しながら整備する。



16 寺山南山古墳

古墳の形態	方墳
立地の特性	大仙公園、履中天皇陵古墳周囲の中小古墳
世界遺産構成資産	該当

	保存	活用
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・墳頂は削平され、周濠は埋没している ・履中天皇陵古墳外濠の一部は平面表示済 ・墳丘上の樹木が繁茂している 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地周辺の公園整備は完了 ・方墳として認識できない
整備の方向性	<ol style="list-style-type: none"> ①調査成果に基づき、墳丘を盛土で修復し、表土の流出を防ぐため地被類で保護する。ただし、墳丘の高さは過去の測量図に示される高さまでとし、墳頂までは修復しない。 ②周濠は埋没保存を図り、履中天皇陵古墳外濠とあわせて平面的に遺構表示する。 ③墳丘上の樹木を伐採する。 	<ol style="list-style-type: none"> ④埴輪や葺石は原寸大の検出状況写真を遺構上に設置する。 ⑤寺山南山古墳の解説だけでなく、履中天皇陵古墳周囲の中小古墳に関する解説板等を設置する。 ⑥履中天皇陵古墳ビュースポットや七観山古墳跡展望台からの眺望を確保し、七観音古墳とともに古墳群景観を形成する ⑧大仙公園内にあるため公園部局と連携しながら整備する ⑨史跡内の旧住宅フェンスを撤去する

